

東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会の傍聴に関する定め

第1 目的

この定めは、東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針第5第4項の規定に基づき、東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会の会議（以下「会議」）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 傍聴者の決定等

傍聴者の決定等については次のとおりとする。

- (1) 傍聴者の定員は10人以内とする。ただし、会議場の状況等を勘案して10人を超える傍聴が可能と会長が認めるときは、この限りでない。
- (2) 傍聴希望者は、会場入口の受付において傍聴希望を伝え、事務局職員の指示に従って着席しなければならない。
- (3) 傍聴希望者数が定員を超える場合は、先着順により傍聴者を決定する。

第3 傍聴することができない者

次の者は、会議場に入場することができないものとする。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 危険物を所持している者、酒気を帯びている者、その他審議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

第4 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を守らなければならないものとする。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛否を表明してはならない。
- (2) 会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしてはならない。
- (3) 会場内で食事及び喫煙をしてはならない。
- (4) 会場内で写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用してはならない。
- (6) 傍聴者には、会議次第又は議題を記載した資料、その他会長が必要と

認めた資料を配布する。ただし、会長が必要と認めたときは、配布した資料の回収をすることができる。

- (7) 傍聴により知り得た発言委員氏名や個人情報について、インターネットや広報誌等で公表してはならない。

第5 秩序の維持

会議の秩序の維持を図るために必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局職員に指示させることができる。
- (2) 会長は、前項の指示に傍聴者が従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

第6 その他

ここに定めるもののほか、会議の傍聴に関し、必要な事項は会長が会議に諮って決めることとする。

第7 適用

この定めは、令和元年6月5日の会議において決定し、同日から適用する。